

# 「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務委託仕様書

## 1 業務名

「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務

## 2 業務の目的

福山市には、個人、企業、団体が愛情をかけて手入れする特色のある花壇、庭園が多数あり、ばらであふれるまちの景観を彩っている。「ばらのまち福山」が将来にわたり持続可能で魅力あふれるまちであり続けるためには、既存の花壇の維持発展に留まらず、新たな個人、企業及び団体の参画が不可欠である。また、新規参画者が家庭や地域で、魅力的・先進的なデザインを取り入れたばらづくりを行うことで、「ばらのまち福山」全体の魅力が更新され続けることが期待される。

本業務は、ばらづくりへの新規参画者を増やすため、ばらのある空間づくりに取り組む市民の「ストーリー」とともに、ばらによる魅力的な空間づくりに取り組む事業所や家庭の事例を紹介する「「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット(仮称)」(以下「本冊子」という。)を作成することを業務目的とする。

本冊子により、ばら栽培の経験がない、あるいは浅い市民(潜在層)が「自分にもできるかもしれない」という共感と憧れを抱き、家庭や地域でのばらづくりへ参画する第一歩を踏み出す行動喚起を行う。

作成に当たっては、民間企業がもつ企画力、共感を呼ぶコピーライティング及び人物と庭の空気感を魅力的に切り取る写真撮影の技術力を最大限に活用する。

## 3 業務履行期間

契約締結の日から 2027 年(令和 9 年) 3 月 31 日まで

## 4 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市市民局まちづくり推進部ばらのまちづくり課(福山市東桜町 3 番 5 号)
- (2) 受注者の所在地
- (3) 発注者が指定した場所

## 5 業務内容

受注者の業務内容は次のとおりとし、発注者と協議を行いながら、これを履行する。

### (1) 業務概要

- ・本冊子全体のトーン&マナーの提案・決定
- ・本冊子タイトルの提案・決定
- ・本冊子で事例として紹介する、発注者が選定した 13 か所の庭園(以下「掲載庭園」という。)の取材(インタビュー及び写真撮影)  
※受注者・発注者協議の上、掲載庭園数を増減させることができる。
- ・掲載庭園の配置図作成、紹介原稿作成その他掲載庭園を紹介するためのデザイン業務一式
- ・発注者が提供する原稿の情報整理及びデザイン・レイアウト最適化
- ・電子媒体作成(版下データ及び PDF データ)
- ・印刷製本
- ・その他冊子作成に係る必要な業務

## (2) 印刷

- ・仕 上 げ：A5 版、28 ページ以上（表紙・裏表紙含む。）
- ・文 字：写真植字またはコンピューター出力文字とし、UDフォントを使用する。  
※ デザイン上必要な場合を除く
- ・印 刷：全ページ両面、オールカラー印刷
- ・紙 質：マットコート紙四六判 110 kg以上  
※ 環境に配慮した用紙を使用すること。
- ・製 本：中綴じ
- ・校 正：文字校正 2 回、色校正（本紙校正） 1 回
- ・印刷部数：10,000 部

※仕様については、上記を基本とし、目的を達成するために最も効果的な提案をすること。

## (3) 業務詳細（ページ構成）

基本構成は次のとおりとするが、より効果的なページ構成がある場合は、構成も含め提案することができる。

項目	ページ
表紙	P.1 (1 ページ)
☆ ばらのまち福山の紹介	P.2 (1 ページ)
☆ 本冊子の概要（本冊子の活用方法等）	P.3 (1 ページ)
掲載庭園紹介（各 2 ページ×7 件、各 1 ページ×6 件）	P.4～P.23 (20 ページ)
☆ 初心者向けのばらの育て方解説	P.24～P.27 (4 ページ)
裏表紙	P.28 (1 ページ)

☆の項目は、発注者が提供する原稿の情報整理及びデザイン・レイアウト最適化を行うこと。なお、「初心者向けのばらの育て方解説」の 4 ページについては、本冊子印刷と別に独立して印刷することを想定し、レイアウトを行うこと。

## (4) 掲載庭園の取材

掲載庭園紹介ページにかかる掲載項目は次の内容を基本とし、受注者が取材を行い、原稿を作成する。掲載庭園紹介ページは、ばら栽培の経験がない、あるいは浅い市民が本冊子を参照することで、自身のばらづくりの参考とできるような構成とすること。

- ア 庭・花壇の魅力あふれる写真
- イ 庭・花壇のレイアウト、品種数や株数（代表的な品種など）
- ウ ガーデンのコンセプト、工夫している点
- エ 管理、継続の工夫（これから始めようとしている方へのアドバイスなど）
- オ 応募者のライフスタイル（ばらやまちとの関わり方）  
近隣住民や通行人の反応、会話や交流が生まれたエピソードなど
- カ 福山のばらのまちづくりへの思い

なお、庭園ごとの掲載ページ数については前号に記載のページ構成を基本とし、庭園の規模や取材内容に合わせ、発注者、受注者協議のうえで決定する。

## 6 納入物件

### (1) 実施体制図・委託業務実施計画書

※契約後速やかに提出すること。

## (2) 成果物

- ・本冊子（10,000部）
- ・版下データ
  - ＞ デザイン完成データ（アウトライン化したデータ及びテキスト編集可能データ）
  - ＞ 使用画像データ
- ・PDFデータ
  - ＞ 印刷用レイアウト及びHP掲載用レイアウトの2種類で納品すること
- ・業務完了報告書

## 7 執行体制

- (1) 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
- (2) 5に掲げる業務内容を遂行するに当たり十分な人員を配置すること。

## 8 著作物の利用及び著作権

- (1) 本契約の履行により新たに作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、発注者に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。本著作物等の著作権は発注者に帰属することとする。なお、譲渡の対価は、委託料に含まれるものとする。
- (2) 前号において、受注者から発注者に対して譲渡されない諸権利（受注者又は受注者の従業員、再委託先等が発注者から受託する前に既に保有している諸権利等）については、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者に対して本冊子の作成に必要な範囲で当該発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

## 9 再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 11 業務実施上の条件

- (1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行い、受注者は、本業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者は、本仕様で定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (3) 業務の実施に必要な経費や著作権料は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (4) 業務の実施に当たり、発注者の保有する写真・資料などが必要な場合は可能な範囲で提供する。
- (5) 発注者は業務完了後も、納品された版下データを使用して適宜増刷できるものとする。
- (6) 実施体制図に変更のある場合は速やかに変更後の体制図を提出すること。また、体制の変更や

業務従事者の交代時には、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

- (7) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (9) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。